

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年6月10日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

笠間ポンプ場No. 10自家発用ディーゼル機関速度制御装置緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

栄区笠間三丁目30番1号

3 契約日

令和3年4月7日

4 履行日又は履行期間

令和3年4月7日から令和3年5月31日まで

5 契約金額

¥2,882,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥262,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 ダイハツディーゼル株式会社東京支社 執行役員東京支社長 花牟禮 隆
所在 東京都中央区日本橋本町2-2-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、No. 10自家発用ディーゼル機関の速度制御装置が故障し、雨水排水機能に支障をきたしており、その結果、市民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

ダイハツディーゼル株式会社は、当該設備の設計、製作及び据付を行った実績があり、仕様及び機能を熟知している唯一の事業者です。そのため、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有しているダイハツディーゼル株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 栄水再生センター